

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：11401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23720359

研究課題名(和文)15・16世紀フランス王権による慣習法書編纂と王国地方統治

研究課題名(英文)The Compilation of the customary laws and the local government in the 15th and 16th centuries France

研究代表者

佐藤 猛 (SATO, Takeshi)

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：30512769

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：中世末期フランスにおける慣習法の公的編纂について、(1)王権側の基本史料、(2)国王立法権に関する最近の議論、(3)諸侯領制度史の検討から、王の政策と前後してまたその影響下で、いくつかの諸侯領においても慣習法編纂が進められたことが以後の王国地方統治に多様性を与えたことが明らかとなる。本研究は15世紀後半アンジュー公ルネの慣習法改定事業を焦点に、1463年完成の慣習法テキストや公の書状の分析を通じて、この事業が君主権力と当該社会に有した意義を検討した。それは地元実務家の抵抗を招いたが、ルネは王権威を梃子に、慣習法の改定と公布を通じて、地元における法の源泉たろうとしたことを提示した。

研究成果の概要(英文)：About an official compilation of customary laws in the French kingdom of the late middle age, I have analyzed (1) primary ordinances issued after the king Charles VII, (2) recent researches on the royal legislative power and (3) ones on the institutions in the principalities. It became clear that, in parallel with the royal attempts, the compilation of customs had been advanced in some principalities. Their products have given a great diversity to the local government after the royal reestablishment. This research focused on the activities attempted by Rene of Anjou to reform and publicize customs of Anjou. By analyzing their text codified in 1463 and his patents but also closed letters, we can observe that (1) his attempt caused a resistance by local jurists who worried about diminution of their works and incomes, (2) Rene have exploited the royal authority in order to perform his own policy and (3) he acquired a possibility to show himself as a source of laws in the local society.

研究分野：フランス中世史

キーワード：フランス王権 慣習法 高等法院 諸侯国 アンジュー公領 ルネ・ダンジュー

1. 研究開始当初の背景

百年戦争が終息しつつあった15世紀中葉以降のフランス王国では、諸侯領の併合を通じて王領が拡大されるなか、高等法院と呼ばれる王の最高法廷であると同時に地方エリート層の拠点が増設された。ここには集権的な王の統治機関が諸地域の自立性を吸収しつつも、これらに支えられながら構築されたことの一部が示されている。近現代フランス社会にも通じる中央と地方の独特な結合関係の解明には、多様な論点が必要であるが、中世においては司法面にその特質が顕著に表れる。

2. 研究の目的

本研究では、中世末期における地方慣習法の公的編纂プロセスの解明という課題のもと、これを地域を限定して考察することで、フランス王国特有の集権化過程、特にその始発点の国制史像の解明が目的であった。12世紀以来、法学修得者による私的編纂を通じて少しずつ成文化された各地の慣習法は、15世紀以降、王や諸侯の主導下で公的に再編纂(改定)され、関連の司法機関への登録を通じて地元の法として固化していく。中世以来の慣習法が君主権のもとで確定され、効力を獲得するプロセスの解明は、前述の研究目的の核心部につながる検討課題といえる。

3. 研究の方法

(1) 関連しうる研究史の考察：1454年シャルル7世の王令以来、主に近世フランスにおける法典編纂の成果に関する諸研究、国王立法権に関する議論、諸侯領の個別研究

(2) 慣習法の編纂手続に関する王権側の基本的史料の分析：1454年モンティ＝レ＝トゥール王令以来の諸王令のテキスト分析、パリ高等法院における地方慣習法の登録状況の考察(現地史料調査)

(3) 地方の設定：(1)(2)を通じて明らかにした慣習法編纂事業の地域的多様性を、本研究の目的に照らして考察するならば、すでに諸侯の主導下で慣習法編纂が進められた地域と、王領下で王役人によってそれが遂行された地域の区別が重要である。よって研究期間後半では、諸侯領時代の蓄積を追跡できる事例として、アンジュー公領を対象を絞った。本公領は中世中期・後期の大部分を通じて親王領に設定され、歴代君主は仏王族としてパリの宮廷と密接な関係を保ちつつ、南イタリア征服を責務とした。

(4) 中世末期アンジュー公領における同慣習法編纂に関する研究史と史料状況の検討：ボタン・ボブレの大著(1879年)を中心とする研究史の考察、史料状況の調査(現地史料調査)

(5) 1463年アンジュー公ルネの慣習法改定事業に関する史料分析：ルネ発給の開封・封緘書状分析、慣習法テキストの分析、アンジュー慣習法の編纂過程の解明

(6) 編纂事業に対する地元社会の反応の考察：書状が記す地元弁護士の抵抗の確認、抵抗の背景の考察、地元弁護士の特定

(7) 編纂事業の担い手の解明：1458年設立の改定(編纂)委員会メンバーの特定、同メンバーの出自・職歴などの解明(実務リーダーのジャン・ブルレを中心に)

4. 研究成果

研究史の考察から、15・16世紀フランスにおける地方慣習法の公的編纂の試みに関しては、私法中心の成文化という限界はあったが、フランス法形成に対して一定の成果が確認されている。しかし、これはあくまで1804年の民法典編纂を最終目標とする評価にすぎない。

一方、慣習法の公的編纂を中世末期というフランス国家の生成期に位置付けて考察する場合、国王立法権の側面からその意義が評価されてきた。近年、ジャック・クリナンを中心に提唱されている「立法絶対主義」に関する議論は理論面に偏重し、慣習法編纂への関心は低いものの、王ないし諸侯下での慣習法編纂においては、何が当該地域の慣習法であるかが彼らの役人によって承認され、君主がこれに法としての効力を付与する手続を伴った。君主下で慣習法を成文化するという試みは、法の単なる明確化ではなく、君主立法権強化の契機ともいえるのである。

これらの議論を踏まえて、基本となる王令テキストの分析から、具体的地域の選定および分析に向けて、以下の点の重要性を確認した。1454年4月シャルル7世王は、慣習法編纂の目的を「臣民の正義」の促進、具体的には訴訟時間の短縮と訴訟費用の削減とした。その一方で、王権威を通じて慣習に法的効力を付与することで、自らを法の源泉と位置づけている。これらのことは研究期間後半で検討したアンジュー公のケースとほぼ同様であり、それゆえ、両者のスタンスの関連性が以後重要な焦点となった。しかし、15世紀中葉に王権側が当初想定した編纂手続、つまりどのように慣習を収集し、そのうちの慣習を当地の法として承認し、どのように効力を付与するかの手順は漠然としていた。ゆえに各地で少なからぬ抵抗や反発があり、歴代王は編纂手続の具体化を迫られた。こうした経緯もあり、パリ高等法院に最初期に登録された事例でも編纂命令から約40年、後述するアンジュー慣習法の登録は命令後54年、大半の諸地方の慣習法が登録されるまでには約1世紀と、かなりの年月が費やされたことが明らかになった。

このように慣習法の登録までの期間が地域毎に多様であることの原因として、1454年以

来の王の活動と前後するかたちで、諸侯国レヴェルにおいて、すでに多様な実践が存在したことを想定しなければならない。そこで本研究では、3-(3)記載の事情から、中世末期のアンジュー公領における慣習法編纂、特に1463年1月ルネ・ダンジューによるアンジュー慣習法の改定事業に対象を絞って、その国制史上の意義を検討した。

我が国のフランス史ないし中世学会では、百年戦争後の王権再建期に慣習法の公的編纂が進んだことはよく知られている。しかし、その王国地方統治にとっての意義に関して、明確な位置づけがなされていないばかりか、王権下の試みと並行またはこれに先行して、諸侯の主導下で地元の慣習法が編纂されつつあったことはあまり知られていない。その意味では、本研究は中世から近世にかけての研究史上の空白を埋める意義を有する。

19世紀後半に完成したボタン・ボブレのアンジュー地方制度史研究は現在まで基本研究である。その検討から、史料状況としては、王領時代になると保管・伝来する編纂会議の議事録が伝来していないことが判明し、以下のような史料を中心に課題を検討した。

第一は、ルネの書状の分析である。慣習法の改定に言及した書状の多くは、封緘・開封ともに、その多くが当時アンジェ会計院の記録集に転写された。この記録集は1480年のアンジュー公領の王領編入後、パリ会計院に移管され、現在はパリの国立文書館に保管、マイクロフィルム化されている。本研究では、国立文書館にそのデータのCD-ROM化を依頼し、これを参照した。またボタンは、この記録集から本研究に関連しうる書状の一部を刊行している。第二は慣習法テキストであり、写本にさかのぼって検討した。そのオリジナルも当初アンジェ会計院に保管された後、王領編入後はパリに移管され、16世紀に紛失している。しかし、1463年の編纂直後から複数

の写本が作成され、それらのなかには同慣習法の歴史・由来を記した写本が存在し、本研究では現在アンジェ市立図書館所蔵の2つの写本を収集、参照した。

これらの分析から、1463年1月にいたるアンジュー公ルネによる同地の慣習法改定・再編纂事業は、1450年代後半に開始されたことが明らかになった。その最初期の活動は、当時プロヴァンスに滞在することが多かったルネと、アンジェ会計院の間を行き来した行政命令書簡などに記されている。その事業の目的として、いくつかの書状は、前述のシャルル7世王と同様のフレーズを用いている。すなわち、「臣民の正義」の促進、「(裁判の長さや訴訟費用からの)臣民の解放」、そして法の源泉としての公というスタンスである。15世紀におけるアンジュー公家のフランス王家との血縁関係や政治的関係、またこの事業に関わったアンジュー公役人と国王統治機関の交流などを考慮すると、これらのフレーズが王令から模倣ないし借用された可能性はきわめて高い。また、これらの書状のなかでは、当時シャルル7世のもとで実行されていた王領トゥレーヌにおける慣習法の編纂事業が実例として幾度か参照されている。こうした王権への言及には、後述の地元弁護士の抵抗を背景に、ルネが王権威を引き合いに出しつつ、地元の慣習法の改定を実行しようとした意志を読み取ることができる。

これらの書状の措置を、一方でアンジュー公領の歴史に由来する地域固有の事情のなかに位置付けて検討した。当地では慣習法の公的編纂は14世紀末、マリ・ド・ブルターニュの摂政期(ルイ2世期)に遡ることが先行研究から明らかになっている。したがって、1450年代にルネ公がその改定・再編纂を命じた背景を検討する必要がある。15世紀中葉におけるアンジェ大学の再編、百年戦争の終息、これによる社会経済状況などである。このう

ち、アンジェ大学法学部出身者が、本事業および当地の司法機関とどのような関係を有したかは今後の課題に委ねざるを得ないが、書状分析からは、ルネによるイタリア遠征が慣習法改定のひとつの契機となったと考えられる。1453年の遠征直前、ルネは顧問会の組織ならびに開催地・回数等を再編するなかで、のちに慣習法改定事業の実務上のリーダーとなるジャン・ブルレを顧問官に登用している。その後、1458年にこれらの顧問官を中心とする改定委員会を組織し、その事業は本格化していった。またこれらの措置と前後して、ルネは地元の弁護士・実務家たちに対し、地元の慣習とそれを裏付ける証書などの収集を命じている。これらの措置を照らし合わせるならば、慣習法の改定事業は公領の中心都市アンジェの改定委員会の指揮・命令と、地元実務家による作業という、ふたつのレベルで進められたことが明らかになった。

一方で、これらの措置が想定通りには実行されなかったことも書状分析から明らかとなった。特に、書状において具体的な措置を導く経緯を記述した叙述部を分析すると、慣習の収集を命じられた地元弁護士などが、ルネの試みに抵抗していたことが浮かび上がった。その抵抗の具体的な様子までは解明にいたらなかったが、書状から推測すると、慣習が不明瞭なことを梃子に訴訟を長引かせ、稼ぎを得ていた弁護士・実務家にとって、慣習法の改定は何よりも訴訟時間の短縮を意味した。それは彼らの仕事を削減する可能性を有し、ここに抵抗の背景があったと考えられる。

こうしてアンジュー慣習法の編纂については、改定委員会の組織から改定慣習法の公布まで約5年の歳月を要している。ただし、この歳月を、前述した王国レベルでの慣習法編纂命令から高等法院への登録までの期間を念頭におくならば、その長短を容易に評価することは避けねばならない。

このような経過を踏まえて、1463年1月の慣習法認可状から、ルネが抱いた君主としての自己イメージを考察した。慣習法編纂の目的と同様に、ここでも「臣民の正義」の促進者と「法の源泉」(立法者)としてのイメージが拮抗していることが明らかとなった。これまでの研究史および諸史料の検討からは、「臣民の正義」の促進はあくまでレトリックであり、慣習法編纂の真のねらいは、立法者としての地位の確認ないし強化にあったと考えられる。そのことは、慣習法認可状の「余(ルネ)は、今後、これ(改定慣習法を記した書物)が余の国において、書物にある内容にしたがって用いられることを宣言する」からも伺える。とはいえ、この結論は今後、他の諸侯国ないし王領地域との比較検討を通じて、繰り返し検討されねばならないだろう。

以上、1463年1月公布の改定アンジュー慣習法の編纂事業を念頭におきながら、最後にこの事業を担った人々の側面を考察した。史料状況から、この事業に抵抗した地元の弁護士・実務家については、具体的人物の特定ないし説明は難しいといわねばならない。他方、この事業の中核を担った改定委員会のメンバーについては、これを組織した1458年10月6日のルネの書状から、大半の人物を特定することができ、改定委員会がアンジェ在庁の統治機関のエリート(貴族身分出身者)と裁判実務に長けた者たち(平民身分出身者)からなることが明らかとなった。

このうち、書状において「アンジュー国の通常判事」と記されているジャン・ブルレという人物が、本事業の実務上のリーダーであったことは確実である。なぜなら、この「通常判事」という官職はアンジュー公領およびメヌ伯領における司法官職のトップに立つのみならず、先の慣習法認可状によれば、ジャン・ブルレはその公布にあたって慣習法を朗読する任を与えられているためである。彼

は前述のように顧問官に就任した1453年、シャルル7世王が隣接する王領ポワトゥーに新たな高等法院を設立しようとした際、この計画がロワール川を境にアンジュー公領を分割するものとして、王に抗議を行っている。改定アンジュー慣習法の公布当時、通常判事であったジャン・ブルレはその後、ルネの側近としてフランス王との外交交渉にあたったことなども明らかにできた。

以上のような中世末期における地域レベルでの君主・エリート・地元実務家の対話が、1480年アンジュー公領の王領併合後も、当地の自立性と王権との独特な結合関係の背景のひとつとなったと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

佐藤猛「書評：Frédéric F. MARTIN, *Justice et Législation sous le règne de Louis XI : La norme juridique royale à la veille des Temps modernes*, Paris, Fondation Varenne, 2009, 550p.」『西洋中世研究』No. 3, 2011年、196～197頁

佐藤猛「1477年ブルゴーニュ高等法院の設立」『秋田大学教育文化学部研究紀要(人文科学・社会科学)』第67集、2012年、45-55頁

佐藤猛「城戸毅『百年戦争 中世末期の英仏関係』刀水書房、2010年」『歴史学研究』No. 889、2012年、52～55頁

佐藤猛「朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編『中世英仏関係史 1066-1500：ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2012年」『西洋史学』第248号、2013年3月、57-59頁

佐藤猛「書評：藪本将典「自治都市トゥールーズにおける上訴制の確立とカペー朝期

親王領政策の諸相 上訴裁判権をめぐる
執政官府と伯代官の抗争を中心に - 』『法
学研究』85 - 4』『法制史研究』第 63 号
(2013)、2014 年 3 月、296-298 頁
〔学会発表〕(計 9 件)
佐藤猛「論点提示：中世フランスにおける
国王裁判権と地域統合」、「教会と社会」
研究会小シンポジウム、2011 年 7 月 30 日、
早稲田大学 (東京)
佐藤猛「中世末期における高等法院の増設
—ブルゴーニュ地方を事例に—」、「教会
と社会」研究会小シンポジウム、2011 年 7
月 30 日、早稲田大学 (東京)
佐藤猛「1477 年ブルゴーニュ高等法院の
設立—高等法院の増設過程に関する一考
察—」、東北史学会、2011 年 10 月 2 日、東
北大学 (仙台)
佐藤猛「15 世紀フランスにおける親王諸
侯国の延命戦略—アンジュー公ルネ 1 世
の司法改革—」、ヨーロッパ文化総合研
究所公開講演会、2014 年 7 月 12 日【招聘講
演】、東北学院大学 (仙台)
佐藤猛「中世後期フランスにおけるアンジ
ュー慣習法の編纂事業 ルネ 1 世治世を
中心に 」、ヴェストファーレン条約研
究会例会、2014 年 11 月 23 日、北海道大
学 (札幌)
佐藤猛「中世後期フランスにおける親王諸
侯国の統治 ルネ・ダンジューの慣習法
改訂事業 」、福島大学人間発達文化学類
公開講演会 2014 年 12 月 3 日【招聘講演】、
福島大学 (福島)
佐藤猛「フランス王国統治における中央と
地方—中世後期から近世にかけて—」、福
島大学人間発達文化学類歴史学研究室、
2014 年 12 月 5 日、福島大学 (福島)
佐藤猛「中世後期フランス王国の “ 諸侯国
家 ” 論をめぐる諸問題—上田耕造著『ブル
ボン公とフランス国王 中世後期フラン

スにおける諸侯と王権』の内容解説と論点
提示」、関西中世史研究会 12 月例会、2014
年 12 月 13 日、京都大学 (京都)

佐藤猛「中世後期アンジュー公領の統治と
慣習法編纂事業—15 世紀を中心に—」、
中世フランス国家史研究会、2015 年 1 月 9
日、早稲田大学 (東京)

〔図書〕(計 1 件)

佐藤猛『百年戦争期フランス国制史研究
王権・諸侯国・高等法院 』北海道大学出
版会、2012 年 10 月、総頁数 338

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 猛 (SATO, Takeshi)

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：30512769